

佐久市犯罪被害者等支援基本計画（案）

令和 年 月

佐 久 市

目 次

第 1 章 計画策定の趣旨

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 計画の位置付け 1
- 3 計画の期間 1

第 2 章 犯罪被害者等の現状

- 1 犯罪被害者等の置かれる状況 2
- 2 犯罪被害者等支援における課題 3

第 3 章 犯罪被害者等支援に関する基本方針

- 1 基本的な考え方 4
- 2 基本方針 5
- 3 市の責務と市民等の役割 6

第 4 章 犯罪被害者等支援に関する施策

- 1 支援体制の整備 6
- 2 相談及び情報の提供等 7
- 3 日常生活の支援 10
- 4 居住の安定 12
- 5 経済的負担の軽減 12
- 6 市民等の理解の増進 13
- 7 民間支援団体に対する支援 14

資料編

- 1 佐久市犯罪被害者等支援条例
- 2 長野県犯罪被害者等支援条例
- 3 犯罪被害者等基本法

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

人は誰もが突然、犯罪等に遭う可能性があります。犯罪等により被害を受けた方及びそのご家族又はご遺族は、生命を奪われる、家族を失う、傷害を負わされるといった直接的な被害に加え、周囲の無理解や偏見、配慮に欠けた言動等により、心身の不調、経済的な損失等の二次被害、加害者から再被害を受けるかもしれない恐怖、不安に苦しめられることとなります。

そして、このような状況に誰もが巻き込まれる恐れがあるにもかかわらず、これまでの支援は十分とは言えず、犯罪被害者等は社会から孤立してしまうことが少なくありません。

犯罪被害者等が社会から取り残されることなく、受けた被害を早期に軽減し日常生活を再建できるよう犯罪被害者等に寄り添った支援を充実させ、社会全体で支えていくことが求められています。

国は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的に、平成16年に「犯罪被害者等基本法」（以下「基本法」という。）を制定しました。基本法第5条において、地方公共団体は、犯罪被害者等の支援に関し、その地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有することとされています。長野県では、令和4年4月から「長野県犯罪被害者等支援条例」を施行し、同条例に基づき「長野県犯罪被害者等支援推進計画」を策定しました。

本市では、令和2年11月に、犯罪被害者ご遺族から、「犯罪被害者等の支援に関する条例制定を求める要望書」が提出されたことを契機とし、令和 年 月に「佐久市犯罪被害者等支援条例」（以下「条例」という。）を制定しました。

この「佐久市犯罪被害者等支援基本計画」は、条例に基づき犯罪被害者等の支援に関する市の施策を実効的に推進していくことを目的として策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法及び条例に基づき、本市における犯罪被害者等の支援に関する基本方針及び具体的施策について定めるものです。

3 計画の期間

計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。また、計画期間内であっても、犯罪被害者等のニーズや社会を取り巻く環境等の変化を踏まえ、必要に応じて見直すこととします。

第2章 犯罪被害者等の現状

1 犯罪被害者等の置かれる状況

犯罪は、生命を奪う、身体を傷つける、財産を奪うなど、被害者に直接的な被害を与えます。

また、被害者のみならず、そのご家族やご遺族も、心身の不調や日常生活上の問題、周囲の無理解や配慮に欠けた言動による精神的な苦痛、被害による経済的な影響に苦しむことがあります。

本市には犯罪被害者のご遺族から、「犯罪被害者等の支援に関する条例制定を求める要望書」が提出され、以下のような声が寄せられました。

【市役所等行政機関の窓口について】

- ・ 入れ替わり立ち代わり役場の担当職員が代わり、何が何だか分からない。
- ・ 市役所の手続の方法が分からない。
- ・ 行政の一方的な判断に更に傷付けられる。
- ・ 信頼できる職員が変わることにより喪失感を感じる。
- ・ 被害者支援センターの存在を知らなかった。

【精神面・経済面・身の回りのことについて】

- ・ ショック状態により心身に不調をきたす。
- ・ 葬儀や裁判など経済的負担や精神的負担が大きい。
- ・ 思い出に満ちた自宅、事故現場近くの自宅に精神的に住めなくなる。
- ・ 日常の身の回りのこと（食事用意、買い物、子どもの世話）が手につかない。
- ・ 仕事に行けなくなったり、何も手につかなくなる。
- ・ 子育てに関する支援が必要である。
- ・ 生きるだけで精いっぱい自ら支援を求めて行動するのは困難である。

【周囲からの二次被害について】

- ・ 周囲や学校関係者の心無い言葉に傷付く。
- ・ 学校における配慮ある対応を求める。
- ・ 亡くなった子のクラス副担任が飲酒運転で事故を起こしショックを受ける。
- ・ 残された子どもが精神的に不安定になり、学校にも行けなくなる。
- ・ 写真も名前も当事者が知らないうちに報道（SNS）にさらされている。
- ・ ネット上に事実と異なる内容が書き込まれ誹謗中傷を受ける。
- ・ 警察が市内全域に配布したチラシが被害者に落ち度があったと誤解を招く内容で傷付く。
- ・ 加害者の再犯に精神的に傷付く。
- ・ 報道陣が自宅前に押し寄せ、家に帰れない。

(1) 直接的被害

誰もが、日常生活の中である日突然犯罪被害に遭い、生命を奪われる、家族を失う、傷害を負う、財産を奪われるといった直接的な被害を受けることがあります。

(2) 犯罪被害後に直面する状況

①心身への影響

身体に被害を受けた場合、長期にわたり治療が必要となったり、重い障害を負ったりすることがあります。

事件により大きな精神的ショックを受けることで、不眠や食欲不振、集中力の低下等、心身にさまざまな不調が現れ、家事や育児、仕事など日常生活に支障が生じることもあります。また、加害者から再被害を受けるかもしれないという恐怖や不安に苦しめられる場合もあります。

さらには、こうした精神的被害にとどまらず、PTSD(心的外傷後ストレス障害)等の症状に苦しむ場合もあります。

②経済的負担の増加

被害者が亡くなられた場合の葬祭費、怪我の治療や精神的ケアのための医療費、裁判等のための弁護士費用、自宅が事件現場になった場合や再被害から逃れるために転居をする場合の転居費用等、あらゆる面で支出が増加する場合があります。

また、犯罪被害により生計維持者を失った場合や、受傷・精神的ショックや捜査・裁判等のため仕事を休むことにより、休職・退職・転職を余儀なくされ、就労状況にも影響することがあります。

このように支出が増加する一方で収入が減少・途絶え、経済的に困窮することも少なくありません。

③精神的な負担の増加

周囲の者や犯罪被害者等に接する行政機関の職員その他関係者による無理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等が大きな精神的苦痛となります。他人から犯罪被害を受け、人間社会に対する信頼が揺らぐ中、被害後に受けるこうした精神的苦痛からさらに周囲に不信感を募らせ社会から孤立することもあります。

2 犯罪被害者等支援における課題

犯罪被害者ご遺族の声も踏まえ、本市が市民に最も身近な行政として、犯罪被害者等に寄り添い支援を行う上で、次のような課題があります。

(1) 総合支援窓口の設置

犯罪被害者等は、犯罪被害を受けた後、さまざまな心身の不調を抱えることがあります。また、被害の内容や被害者等が抱える問題はそれぞれ事情が異なります。そうした中で、どこでどのような手続が必要なのか、また、支援を受けられるのか、自らの意思で調べて行動を起こすことは非常に大変なことです。

相談窓口の周知を図るとともに、犯罪被害者等が直面している困難を正確に把握し、それぞれの状況に応じた適切な支援策について情報提供を行うことや、支援に関わる関係機関との連携により迅速に支援を実施できる総合支援の窓口と専門職を含めた職員体制を整備することが必要です。

(2) 経済的負担の軽減

犯罪被害を受けたことで必要となる葬祭費や怪我の治療費、休職・退職・転職を余儀なくされることによる収入減少・途絶などに伴う経済的負担を軽減出来るよう支援を行う必要があります。

(3) 日常生活への支援

被害を受ける前まで行っていた日常生活における家事、育児、介護、食事作りなどが、犯罪被害に伴う心身の不調、精神的負担の増加により、出来なくなることがあります。また、転居や転職等を余儀なくされることもあります。こうした日常生活の営みを支援し、被害の軽減を図る必要があります。

(4) 二次被害の防止

犯罪被害者等は、周囲の配慮に欠ける言動、インターネット上の誹謗中傷、報道機関による過剰な取材、加害者の再犯等で大きな精神的苦痛を受けることがあります。犯罪被害が発生してしまった際に、被害者等にさらに追い打ちをかけて苦痛を与えるこうした二次被害はなくす必要があります。

第3章 犯罪被害者等支援に関する基本方針

1 基本的な考え方（第1条関係）

犯罪被害者等支援を推進し、犯罪被害者等が受けた被害からの早期回復及び軽減、生活の再建と権利利益の保護を図り、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与します。

2 基本方針（第3条関係）

基本的な考え方にに基づき施策に取り組むに当たっては、犯罪被害者等一人ひとりに寄り添った支援の充実の必要性、誰もが犯罪被害者等になり得るとの認識を市民等が共有し、犯罪被害者等を支え、誰もが安心して暮らすことができる地域社会を形成することが必要です。

条例では、犯罪被害者等の支援に関し基本理念を定めており、犯罪被害者等の支援はこの基本理念に基づき行います。

（1）犯罪被害者等の個人としての尊厳を尊重して行う

犯罪被害者等は、犯罪被害により、私たちが想像できないほどの精神的苦痛、身体的苦痛、経済的困窮などを抱えて生活していかなければならないことがあります。それにも関わらず、犯罪被害者等は、被害の責任が犯罪被害者等自身にあるかのように見なされたり、被害の実態を理解されなかったりして、社会から孤立することも少なくありません。

犯罪被害者等支援は、当然に保障される基本的人権の保護を図り、個人の尊厳が重んぜられることを念頭に実施していく必要があります。

（2）犯罪被害者等の置かれている状況等に応じて適切に行う

犯罪被害者等が受けた被害の状況や原因、犯罪後に置かれる状況等は、それぞれ異なります。犯罪被害者等への支援に当たっては、個々の犯罪被害者等の状況等を正確に把握し、具体的状況の差異を十分に踏まえた上で、適切に行う必要があります。

（3）必要な支援を迅速・公正に途切れることなく行う

犯罪被害者等が置かれる状況は、時間の経過や環境の変化等により変化し、それに伴い必要とされる支援も変化します。また、必要な支援の変化により、適用される制度や担当する機関が変わることも多くありますが、制度や担当機関のつなぎ目で、求められる支援の提供が滞ることがないよう十分配慮する必要があります。

犯罪被害者等への支援は、犯罪被害者等が必要とする支援を必要な時に受けられるよう迅速かつ公正に実施していく必要があります。

（4）二次被害や再被害の発生の防止について配慮して行う

犯罪被害者等は、周囲の無理解や偏見、配慮に欠けた言動、うわさや誹謗中傷等の二次被害や、同じ加害者から再被害に遭うといったことがあります。そのため、犯罪被害者等の支援は、二次被害及び再被害の発生の防止について十分配慮して行う必要があります。

(5) 関係機関等による相互の連携と協力の下で行う

犯罪被害者等への支援は、必要な支援が必要な時に受けられるよう、関係機関同士の連携が不可欠です。

各関係機関が、それぞれの役割を担い、適切な支援を実施することができるよう、相互に連携、協力しながら施策を実施していく必要があります。

3 市の責務と市民等の役割（第4条・5条関係）

犯罪被害者等を地域社会で支え、誰もが安心して暮らせるようにするには、行政が主体的に支援に関する施策に取り組むことが重要です。また、市民等も犯罪被害者等支援の理解を深め、社会全体で協力して取り組んでいくことも重要です。条例では、市の責務と市民等の役割についてそれぞれ定めています。

(1) 市の責務

市は、基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策を実施します。

(2) 市民等の役割

市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとします。

第4章 犯罪被害者等支援に関する施策

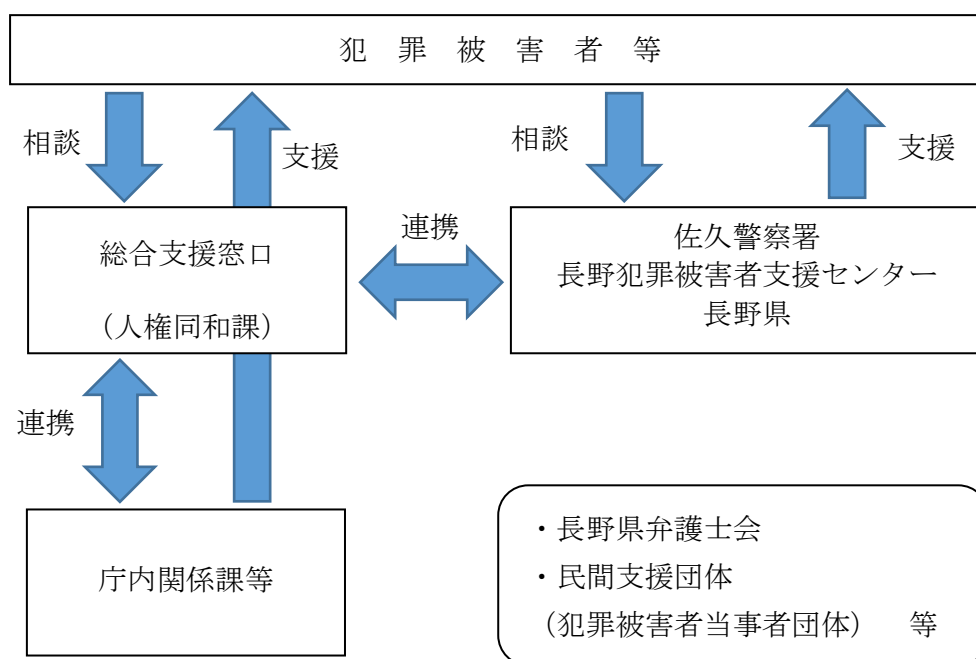
1 支援体制の整備（第7条関係）

【人権同和課】

犯罪被害者等の被害を軽減し、日常生活を再建していくためには、犯罪被害者等が置かれる状況に応じた支援を、必要な時に受けられるようにするための体制整備が必要です。犯罪被害者等の支援に携わる庁内関係部署が、緊密に連携して適切な支援を行うため、総合支援窓口を設置します。

取組項目	内容	担当課等
総合支援窓口の設置	犯罪被害者等に被害状況や相談内容に応じた支援を行うため、総合支援窓口を設置します。	人権同和課

【支援体制のイメージ図】



2 相談及び情報の提供等（第10条関係）

【人権同和課・収税課・市民課・健康づくり推進課・国保医療課・生活環境課・福祉課・子育て支援課・高齢者福祉課・学校教育課】

犯罪被害者等は、様々な問題に直面し、迅速な支援が不可欠で、時間の経過とともに求められる支援内容も変化します。犯罪被害者等が直面する各般の問題について相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行います。

取組項目	内容	担当課等
総合支援窓口の設置 [再掲]	犯罪被害者等に被害状況や相談内容に応じた支援を行うため、総合支援窓口を設置します。	人権同和課
犯罪被害者等支援の周知	広報誌や佐久市ホームページ等を活用し、犯罪被害者等支援に関する情報を発信します。	人権同和課
市税等の納税相談	状況等を伺い、納税方法等の相談に応じます。	収税課
住民基本台帳事務におけるDV等支援措置	ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者保護のため、住民票や戸籍の附票の	市民課

	交付について、原則、本人以外には交付不可とします。	
身体的・精神的な健康の不安や不調に関する保健師による相談支援	被害者本人やその家族等の心身の不安や不調、それに伴う生活上の困りごとに対して、相談支援を行います。必要に応じて、関係機関と連携した支援を行います。	健康づくり推進課
国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療保険に係る保険税・保険料の減免	状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。	国保医療課
遺族基礎年金の相談	遺族基礎年金の説明と手続を行います。	国保医療課
国民健康保険、後期高齢者医療保険の第三者行為損害賠償求償に係る相談支援	第三者によって怪我や病気をした場合に受けられる各保険制度の説明と手続を行います。	国保医療課
福祉医療費給付金の支給	18歳の年度末までの子ども、ひとり親、障がい者、妊産婦の方の医療費の負担を軽減するため、福祉医療費給付金を支給します。	国保医療課
DV被害者の国民健康保険の加入、被保険者証の発行	DV被害により住民票を異動できない被害者は、住民登録のない逃げてきている住所地で国民健康保険に加入、被保険者証の交付を受けることができます。	国保医療課
消費生活相談	契約のトラブル、悪質商法など、消費生活に関する相談に対応します。	佐久市消費生活センター（生活環境課内）
公認心理師による相談支援	精神的不調等の悩みについて、相談対応等の支援を行います。	福祉課
障がい者の福祉に関する相談	障がい者やそのご家族等からの福祉サービス等の利用希望に対し、必要な情報提供や障がい福祉サービスの利用等の必要な支援を行います。	福祉課
犯罪により障がい者となった場合等	障がい者となった犯罪被害者等に、特別障害者手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手	福祉課

に手当受給についての案内	当の説明と手続を案内します。	
障がい者手帳の取得手続案内	障がい者となった犯罪被害者等に、障がい者手帳（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳）の説明と手続を案内します。	福祉課
自立支援医療（精神通院）について案内	精神科に継続して通院する場合の費用の一部を公費負担します。	福祉課
生活保護に関する相談	生活保護制度の相談に対応します。	福祉課
女性保護事業	保護、住宅支援、就労支援など関係機関と連携して対応します。	福祉課
児童虐待防止事業	学校教育関係者、児童相談所、警察署等と連携し対応します。	福祉課
子育て短期支援事業	保護者の病気や妊娠出産、家族の介護、冠婚葬祭等のため、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設等において児童を一定期間預かり、養育します。（7日以内）	子育て支援課
児童相談所と連携した子どもの養育相談	18歳未満の子どもに関する専門の相談機関である児童相談所と連携・協働し、子どもの健やかな育ちのための相談や家族援助を行います。	子育て支援課
母子・父子自立支援員によるひとり親家庭の自立に向けた相談支援	母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の自立に必要な情報の提供や相談支援を行うとともに、関係機関等と連携し、職業能力の向上や求職活動に関する支援を行います。	子育て支援課
母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の案内	ひとり親家庭等になった場合、母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の案内と情報提供を行います。	子育て支援課
高齢者の福祉に関する相談	高齢者の介護をはじめ各種福祉サービスの利用方法や高齢者虐待を含む相談等に対応します。	高齢者福祉課
要介護認定	新規申請は地域包括職員が相談や手続に対応します。	高齢者福祉課

	更新、区分変更申請は担当ケアマネージャーが手続の支援をします。	
介護保険料に関する相談	介護保険料（普通徴収）の納付が困難な方に対し、分割納付等の相談に応じます。	高齢者福祉課
状況に応じた地域包括支援センターとの連携による支援	対象者の状況に応じて、地域包括支援センターにおける専門職と、地区担当保健師が連携し、相談、訪問等の支援を行います。	高齢者福祉課
チャレンジ教室の設置	学校に行きにくい、行けない状態が続いている小中学生が安心して過ごせる場所として設置し、保護者や学校、関係機関と相談・連携しながら、学校復帰に向けた支援を行います。	学校教育課
児童生徒への相談支援	犯罪被害者等となった児童生徒についてスクールメンタルアドバイザーによる相談支援を行います。	学校教育課

3 日常生活の支援（第11条関係）

【人権同和課・佐久市社会福祉協議会・福祉課・高齢者福祉課・商工振興課】

犯罪被害者等は、被害を受けることにより、普段行えていた日常生活の営みが困難になります。それぞれの状況に応じて日常生活を支え、再建を支援します。

取組項目	内容	担当課等
家事・育児・介護の支援	以下のサービスを利用する場合に、費用を助成します。 家事援助：調理、衣類の洗濯、住居の清掃、生活必需品の買物など 育児援助：保育、保育園・幼稚園の送迎など 介護援助：見守り、食事介助、排せつ介助など	人権同和課
配食の支援	外出が困難となり食事を用意することに支障がある場合に利用する配食サービスの費用を助成します。	人権同和課
一時保育の支援	就学前の子の家庭での保育に支障が生じた場合に利用する一時預かり保育の費用を助成します。	人権同和課
転居費用の支援	従前の住居に居住することが困難になっ	人権同和課

	た場合に転居する費用を助成します。	
カウンセリング等の支援	精神的な被害の軽減又は回復のために受けるカウンセリング等の費用を助成します。	人権同和課
報道対応等の支援	報道機関等の対応等を弁護士に依頼する場合の費用を助成します。	人権同和課
弁護士相談の支援	犯罪被害によって生じる法律問題について弁護士に相談する場合の費用を助成します。	人権同和課
ファミリーサポート事業	育児支援が必要な家庭に対し、支援会員が有償で支援をします。	社会福祉協議会
介護助っ人事業	介護支援が必要な家庭に対し、支援会員が有償で支援をします。	社会福祉協議会
相談者の状況に応じた支援プラン、ハローワークへ同行支援	就労支援員が支援者のアセスメントを踏まえ、必要に応じて公共職業安定所等へ同行支援を行います。	社会福祉協議会
企業と連携を図った職場体験の場の提供	就労経験がない、就労に不安がある等の支援者を社会参加の機会を提供するために体験研修を行います。また、受け入れ先の企業開拓も行います。	社会福祉協議会
アウトリーチ支援員を配置した自立相談支援	アウトリーチ支援員により、ひきこもり状態にある方など支援に時間がかかる方に対してより丁寧な支援を行います。	福祉課 社会福祉協議会
食料支援事業	離職など収入減少に伴い、必要に応じて食糧支援を行います。	社会福祉協議会
備品貸出し事業	市内在住者で、条件に該当となる方へ、カセットコンロ又は自転車の貸出しを行います。	社会福祉協議会
要介護（支援）認定者に対するケアプランに基づいた必要なサービス提供	必要なサービス提供のために、要介護認定者のケアプランは担当ケアマネージャーが作成します。 要支援認定者のケアプランは地域包括職員が作成します。	高齢者福祉課
佐久市内での就職を希望する求職者を対象とした就職	ハローワーク等とも連携し、就職支援員による相談を通じて状況に応じた就労支援を行います。	商工振興課

相談・職業紹介		
職場（商工業者）に対する啓発	市内商工業者に対して、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるため、啓発に取り組みます。	商工振興課
各種事業者向けの補助金・給付金・融資制度の紹介など	チラシの配布、相談窓口の紹介などを行います。	商工振興課

4 居住の安定（第12条関係）

【建築住宅課・人権同和課・高齢者福祉課・福祉課・佐久市社会福祉協議会】

犯罪被害者等が、犯罪被害や二次被害、再被害等により、従前の住居に居住することが困難となった場合に、居住の安定を図るための支援を行います。

取組項目	内容	担当課等
市営住宅への入居	犯罪被害者等の市営住宅への入居要件を緩和します。	建築住宅課
転居費用の支援 〔再掲〕	従前の住居に居住することが困難になった場合に転居する費用を助成します。	人権同和課
生活管理指導短期 宿泊事業	65歳以上で身の周りの事はご自身でできるが、一時的に在宅生活が困難な方が対象です。	高齢者福祉課
高齢者生活支援ハ ウス入居	65歳以上で、要介護認定を受けておらず、自宅で生活することが困難な状況であると入居判定会議において認められた方が対象です。	高齢者福祉課
住居確保給付金の 支給	賃貸住宅の家賃額（住宅扶助特別基準額を上限）を原則3か月間支給します。	福祉課 社会福祉協議会

5 経済的負担の軽減（第13条関係）

【人権同和課・国保医療課・生活環境課・福祉課・子育て支援課・学校教育課・佐久市社会福祉協議会】

犯罪被害者等は、被害を受けることにより様々な経済的負担を強いられるため、その負担の増大を軽減することができるよう、支援金を給付します。また、利用可能な経済的支援制度に関する情報提供や助言を行います。

取組項目	内容	担当課等
犯罪被害者等支援金の支給	被害直後から強いられる様々な費用負担の増加に対し、経済的負担を軽減するため、遺族支援金、重症病支援金を支給します。	人権同和課
葬祭費の支給	国民健康保険・後期高齢者医療保険被保険者が死亡した場合、葬祭を行った方に支給します。	国保医療課
高額療養費の支給	大きな手術などで保険医療を受け、1か月の医療費の自己負担額が限度額を超えた場合、超えた分を高額療養費として支給します。	国保医療課
県民交通災害共済による見舞金の支給	県民交通災害共済に加入していた場合で、自動車・バイク等の交通事故による災害を受けた場合、入通院の日数により見舞金を支給します。	生活環境課
児童扶養手当	要件に該当するひとり親家庭で子どもを養育する方に支給します。	子育て支援課
要保護・準要保護児童生徒就学援助費の支給	経済的な理由で就学な困難な児童生徒の保護者へ、給食費や学用品費等の一部を援助します。	学校教育課
生活困窮者自立支援	生活困窮者自立支援法に基づき、支援員が相談者の課題を把握し、相談の状況に応じて支援計画をたてながら支援します。	福祉課 社会福祉協議会

6 市民等の理解の増進（第14条関係）

【人権同和課・商工振興課・学校教育課】

犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について、市民等の理解を深め、二次被害等を防止し、犯罪被害者等を社会で孤立させることのないよう、地域や職場、学校における広報、啓発、教育を実施します。

取組項目	内容	担当課等
犯罪被害者等支援の周知 [再掲]	広報誌や佐久市ホームページ等を活用し、犯罪被害者等支援に関する情報を発信します。	人権同和課
地域における啓発	地域における人権同教育講座などにおいて、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め	人権同和課

	るため、啓発に取り組みます。	
職場（商工業者） に対する啓発 〔再掲〕	市内商工業者に対して、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるため、啓発に取り組みます。	商工振興課
学校における教育	学校の道徳の授業などの機会に、SNSモラル等の教育を実施します。	学校教育課

7 民間支援団体に対する支援（第15条関係）【人権同和課】

民間支援団体は、被害者等支援において重要な役割を果たしています。民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進できるよう安定した財政基盤の確立に向けた支援を行います。

取組項目	内容	担当課等
早期援助団体への 財政支援	犯罪により被害を受けた被害者及びその家族や遺族に対して各種支援事業を行う「認定特定非営利活動法人 長野犯罪被害者支援センター」に財政的支援を行います。	人権同和課

資料編

- 1 佐久市犯罪被害者等支援条例
- 2 長野県犯罪被害者等支援条例
- 3 犯罪被害者等基本法